

最高裁判所 (第一小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 課税処分等取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成31年1月24日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成30年8月1日判決、本資料268号-69・順号13174)

(第一審・千葉地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成30年1月16日判決、本資料268号-3・順号13108)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	吉岡 鮎美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成31年1月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	山口 厚
裁判官	池上 政幸
裁判官	小池 裕
裁判官	木澤 克之
裁判官	深山 卓也